

『平成 29 年度 特定健康診査結果のお知らせ』配付について

(対象者：年度年齢が 40 歳～75 歳の方)

特定健康診査（以下、特定健診）、特定保健指導とは、平成 20 年度より健康保険組合に義務付けられている保健事業となっています。特定健診ではメタボリックシンドロームに着目し、これらの病気のリスクの有無を検査し、リスクがある方の生活習慣を改善していくための保健指導を受けていただくことを目的とした健康診査です。生活習慣病といわれる糖尿病や高血圧症、脂質異常症は、最初は症状がなくても心筋梗塞、脳卒中などの重大な病気につながり、生活の質の低下や医療費の増大を招くこととなります。

今年度も、その役割を明確にお伝えする為、事業主より通知される「総合健康診断結果※」とは別に『特定健康診査結果のお知らせ』『特定健診活用ガイド』冊子をお送りいたします。

特定保健指導階層化判定をご確認いただき、特定健診結果活用ガイド冊子を使って生活習慣の見直しにお役立てください。

なお、特定保健指導階層化判定が、**動機づけ支援、積極的支援**レベルの方は、生活習慣の改善が必要となりますので、別途トプコン健康保険組合より特定保健指導のご案内をお送りいたします。

(※「総合健康診断」では、事業主実施の「定期健康診断等：労働安全衛生法」及び、健康保険組合実施の「特定健康診査：高齢者医療確保法」・「オプション検査(癌検診等)」を一度に実施します。

総合健康診断受診後の流れについては、次ページをご確認ください。)

◆特定保健指導階層化判定結果基準

腹囲	追加リスク	喫煙歴 ④	保健指導対象	
	①血圧②脂質③血糖		40～64歳	65～74歳
≥85cm (男性) ≥90cm (女性)	2つ以上該当	あり	積極的支援	動機付け支援
	1つ以上該当			
上記以外で BMI ≥ 25	3つ以上該当	あり	積極的支援	動機付け支援
	2つ以上該当			
	1つ以上該当	なし		

- 特定保健指導の対象外となる方（特定保健指導階層化判定：情報提供レベル）
 - ・ 特定保健指導階層化判定結果基準に当てはまらない方
 - ・ 高血圧、脂質異常症、糖尿病の治療で服薬中の方
- 人間ドック受診で代替される方、地方勤務の方、別途ご案内します。

総合健康診断受診後の流れ

